

防衛医科大学校病院医療安全監査委員会
令和元年度 監査結果報告書

防衛医科大学校病院医療安全監査委員会規則に基づき監査を実施し、以下を報告する。

1. 監査の方法

防衛医科大学校病院医療安全監査委員会は、説明聴取と資料により監査を実施した。

2. 実施日

- 1) 第1回監査：令和元年6月26日（水）
- 2) 第2回監査：令和2年1月29日（水）

3. 監査結果

1) 第1回監査

(1) 令和元年度安全管理体制について

資料に基づき説明を受け、確認をした。

(2) 平成30年度インシデントレポート集計結果報告

資料に基づき説明を受け、確認をした。インシデント報告件数は、平成29年度とほぼ同数であったが、平成30年度の厚生局による立ち入り検査の指導によりオカレンス報告にレベルをつけたため、平成29年度とオカレンス報告の報告件数に相違があった。この相違について指摘した。

(3) 平成29年度の外部監査委員会指摘事項と改善状況の報告

資料に基づき説明を受け、以下の①～④を確認した。特に、④の臨床工学技士の不足に対し、昨年度より臨床工学技士の一部の業務を委譲することが可能な医療機器管理者2名が増員されたと報告があった。しかし、依然として、本来、臨床工学技士が携わる業務が多々あると報告があったため、増員の要望を継続するよう要求した。

①インフォームドコンセント（IC）における多職種の同席

②医学生に対する卒前教育

③高難度新規医療技術を用いた医療の提供が本来申請されるべき事例が適切にされているかを確認するシステム

④臨床工学技士の不足

(4) その他

厚生局による立ち入り検査において、外部監査委員会は学校長が設置する委員会であると指摘を受け、病院規則から学校規則に改正したことの報告を受けた。

2) 第2回監査

(1) 「令和元年度医療安全・質向上のための相互のチェック」・令和元年度特定機能病院間相互のピアレビュー」の結果報告

資料に基づき説明を受け、確認をした。

(2) 令和元年度医療法第25条第3項の規定に基づく立ち入り検査報告について

資料に基づき説明を受け、確認をした。

(3) その他

以下①～⑤は、第1回監査委員会の指摘事項であり、資料を基に説明を受け確認をした。⑤については、外部監査委員会発足時からの懸案事項であった。令和2年度に増員が認められたと報告を受けたが、院内の全ての機器を管理する人員に至っていないため、引き続き臨床工学技士の増員を要望するよう要求した。⑥については、感染症呼吸器内科入院患者の胴拘束帯圧迫による事例に対する事故調査委員会にて出された再発防止策について、資料を基に報告を受けた。

①平成30年度「インシデントレポート集計結果の分析方法」の違いによるオカレンス報告数の違いについて

②ICにおける多職種の同席について

③医学生に対する医療安全教育の実施について

④高難度新規医療技術を用いた医療が適切に申請されているかについて

⑤臨床工学技士の不足について

⑥医療事故調査・支援センター報告事例について

5. 総括

病院長をはじめとし、積極的な医療安全の取り組みがなされていることを確認した。指摘事項については、病院で対応できる事項では概ね改善されているが、懸案事項であるマンパワーに関する事項は予算措置等病院で対応できない要件があり、引き続き監視する必要がある。また、防衛医科大学校病院にとって初の医療事故調査支援センターへの報告事例が発生し、事故調査委員会より出された再発防止策の報告を受けた。病院長をはじめ職員が事例を真摯に受けとめ、再発防止策に取り組む姿勢が伺えた。今後、これらの取り組みを継続的に監視する必要があると考え、安全・安心な医療の提供を目指した安全管理体制の向上を希望する。